

令和4年度児童手当制度改正について

令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください!!

1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます!!

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

2 現況届の提出が不要になります!!

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、左ページ(2)㉓をご確認ください。

※自治体によっては、今まで通り提出が必要です。

○上記変更事項の詳細について

(1)所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、特例給付は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合は、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合は、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人(児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

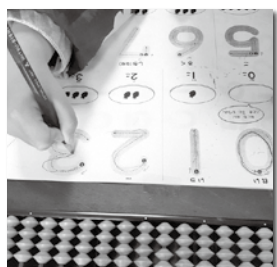
※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の方に限ります。))または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

田村そろばん教室

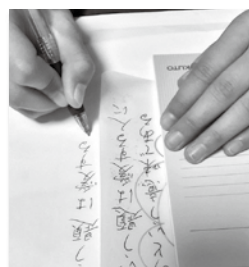
詳細はお問い合わせください

☎080-5094-8881



そろばん教室

入学金：7,500円
 月謝：7,500円
 〔月・水・木〕
 16:00~17:00
 17:00~18:00
 18:00~19:00
 〔土曜日〕 11:00~14:00
 週2回以上



硬筆教室

入学金：3,000円
 小中月謝：3,500円
 大人月謝：6,500円
 〔月曜日〕
 18:00~19:00
 月3回

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。

(2) 現況届の省略について

ア 本町では、令和4年度分現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が本町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等(里親)の受給者の方
- ⑤ その他、本町から提出の案内があった方



イ 以下の変更事項があった方は本町に届け出てください。

- ① 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ② 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ③ 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ④ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ⑤ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ!!

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から **15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になったとき
- 退職等により、公務員でなくなったとき
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更があったとき

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油
暮しの店  **海老原善次商店**

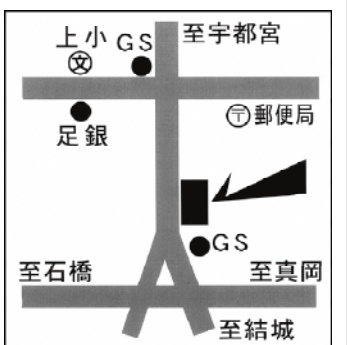
商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎ **0285-56-2065**

ギャラリー & 多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。